

地域バイオマス利活用交付金に係る施設整備事業の適正な実施について

地域バイオマス利活用交付金に係る施設整備事業の補助事業者、事業実施主体並びに計画主体となる都道府県及び市町村は、今後、事業の適切な実施が確保されるよう、事業の採択や事業実施主体等に対する指導等を行う場合にあっては下記の点に留意の上対応するようお願いいたします。

記

1. 地域バイオマス利活用交付金の補助事業者となる都道府県知事及び市町村長は、本交付金に係る施設整備事業における契約について、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、事業実施主体が民間である場合においても、地方公共団体と同様に原則として競争契約方式をとるよう指導を行い、契約の手続等の競争性、透明性の十分な確保を図るものとする。
2. 地域バイオマス利活用交付金の補助事業者となる都道府県知事及び市町村長は、本交付金に係る施設整備事業の事業実施計画の審査に当たり、事業の収支計画、地域住民の同意の状況、バイオマス資源の受入量に係る確認等を十分に行うなど、事業実施の確実性に係る審査の充実を図ること。
3. 地域バイオマス利活用交付金の事業実施主体及び計画主体となる都道府県知事及び市町村長は、本交付金に係る施設整備事業の円滑な運営が図られるよう、バイオマス排出業者など当該事業関係者に資源の循環利用の必要性等について説明会を開催するなど、バイオマス資源利活用の必要性等に関する意識の喚起を行うことにより、施設の運営開始初年度からの利用率の向上に努めること。
4. 交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額の取扱いについては、バイオマス利用対策交付金等交付要綱（平成20年4月1日付け19農振第2036号農林水産事務次官依命通知）の関係規定を遵守するよう事業実施主体に対し周知することを徹底するとともに、間接補助を行う地方公共団体にあつては、事業実施主体への交付金の交付の条件として、消費税等の取扱いに関する条件を付すること。

平成20年9月26日

中山間地域振興課 地域資源循環室
担当：二平（にひら）、森、石森
TEL 03-3502-8111 内線5633
FAX 03-3592-1482

参考)

補助金等予算執行事務に関する適正化措置について

平成9年5月9日9経第895号
農林水産大臣官房経理課長から
各都道府県知事あて

この度「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」(平成8年12月19日事務次官等会議申合せ。以下「申合せ」という。)及びこれを受けた平成9年1月17日補助金適正化中央連絡会議幹事会からの要請があったことに基づき、当省における施設整備関係の補助金に係る契約等の執行状況について、都道府県を經由して一部の事業実施主体に対し、実態調査を実施したところである。

実態調査の結果、建設工事契約のあり方については概ね良好であるが、当省における施設整備関係の補助金に係る契約については、申合せの趣旨等を踏まえ、契約の手續等の一層の公正性、透明性等を図る観点から、今後、補助金の執行に当たり、以下の事項について、貴県(道、府)内の事業実施主体に対して、指導の徹底をお願いします。

1 契約者の選定について

契約者の選定については、その公正性が確保されるよう、例えば契約規模、契約内容、関係者との協議等について基準を定めるなどの措置を図ること。

2 契約方法について

実態調査の結果、随意契約が一部見受けられたが、契約に際しては、経済的及び効率的な事務執行を図る観点から、緊急を要する災害復旧等特段の理由がある場合を除き、原則として競争による契約方法を履行すること。

3 入札結果の公表について

実態調査の結果、入札結果を公表をしていない事業実施主体が見受けられたが、手續の透明性を確保する上で適当ではないため、競争契約による入札結果については、全入札者及び入札金額を、随意契約にあつては、契約の相手方及び契約金額を、閲覧の方法により公表すること。

4 一括下請負について

実態調査の結果、事業実施主体が締結する工事契約書において、一括下請負の禁止についての契約条項が条文に明記されていない実態が見受けられたため、これを明記するよう指導の徹底を図ること。

なお、一括下請負については、建設業法によって禁止及び罰則規定が設けられており、これらの周知徹底については建設省及び都道府県から建設業を営む者に指導が行われているところであるので、念のため申し添える。